

障がい者総合支援プラン策定に係る 県内障がい者団体等の主要意見への対応

○ 主要意見とその対応

I 安心して暮らせる社会環境づくり

1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進

- ・ 障害者権利条約や差別解消法について、障がい福祉関係者だけが盛り上がっている感じで、一般的には知られていない。普及啓発を進めるべき。
- ・ 差別解消に関する問題は、個々の障がい区分の問題でなく障がい者すべての問題だと思う。障がいの種別によって障壁は異なるが、その解消は共通事項であり大切なこと。

■「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえた普及啓発活動の実施について記述。

■「障害者差別解消法」の施行に向けた県の取組みについて記述。

- 「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別解消や障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会の構築に向けた県民への啓発活動に取り組みます。
- 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向け、国の基本方針を踏まえ、職員の対応要領を策定し、要領に基づいた差別解消の具体的な取組みを進めるとともに、相談・紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備します。また、差別解消に向けた県独自の取組みなどについて検討を行います。

2 福祉のまちづくりの推進

- ・ 施設や交通機関のバリアフリー化を実施する場合には、当事者の声を聴いてほしい。また、どこを整備したかという情報を広く周知してほしい。
- ・ 視覚障がい者のための点字ブロックについては、切れ目なく敷設してほしい。

■バリアフリー化にあたっては、障がい者や高齢者など当事者の意見を聴くことを記述。また、視覚障がい者用ブロック等の設置にあたっては、設置箇所等の情報周知に努める旨記述。

■点字ブロックの敷設について記述。切れ目ない敷設については具体的な取組みの中で努めていくこととする。

- 様々な利用者が共用する公共設備等について、本当に必要な人が、必要な時にユニバーサルデザインの恩恵を受けることができるよう、様々な関係者の意見を伺いながら、より良い設備のあり方を研究し、提案します。
- 障がい者に安全で快適な歩行環境を確保するため、幅の広い自転車、歩行者道路の整備や段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に努めます。また、駅を中心とした地区や、障がい者が利用する施設が集中する地区においては、視覚障がい者誘導用ブロック（シート）の設置等に努めます。視覚障がい者誘導用ブロックの設置等にあたっては、障がい者や専門家の意見を採り入れるよう努めるとともに、設置箇所等の情報提供に努めます。

3 身近な相談支援体制の確立

- ・ 計画相談については、相談支援に従事する者の質が大切である。
- ・ 相談支援事業を実施しようと思っても、必要な人量に見合うだけの給付が無い。
- ・ ピアサポートが一番の支援になると思うが、個人情報保護の関係があり、市町村や病院等の施設からの情報を得ることが難しい。
- ・ ワンストップの相談窓口を設けてほしい。専門的な資格を持った人が相談員として相談を受ける体制を構築してほしい。

■相談支援従事者の質の向上の推進について記述。

■給付については国に働きかけていくこととし、県の施策を提示するプランへは記述せず。

■団体が行うピアサポートの側面支援について記述。

■3障がいに係る県の相談機関を集約した「岐阜県障がい者総合相談センター」について記述。
講師のスキルアップ等質の高い研修事業の推進について記述。

- (略) 相談支援従事者研修を実施し、相談支援に係る人材の育成と、資質の向上を推進します。
- 障がい者団体等が実施するピアサポート活動に対する広報など必要な支援に努めます。
- 岐阜県障がい者総合相談センターに身体障がい、知的障がい、精神障がいに対応する相談機関を集約し、三障がいへの一元的な相談支援を行い、利用者の利便性の向上を図ります。
- 現在、実施している研修事業について、岐阜県障がい者総合支援懇話会や講師の意見を聞きながら、細かな手法を見直すとともに、研修そのものの在り方や位置づけの明確化を行います。また、受講者の質の向上を図るとともに、講師、助言者のスキルアップ、育成を図り、継続した質の高い研修事業を目指します。

4 情報環境の整備

- ・ 手話言語条例ができれば、様々なことへの波及効果があるため、一緒に考えていただきたい。
- ・ 手話通訳者のスキルアップに力を入れてほしい。

■手話言語条例については、「障害者差別解消法」施行に向けた県の取組み全体の中での検討事項として今後検討していくこととする。

■現任者のスキルアップ研修の実施について記述。

- 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向け、国の基本方針を踏まえ、職員の対応要領を策定し、要領に基づいた差別解消の具体的な取組みを進めるとともに、(略)
- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者等を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

5 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）

- ・ 南海トラフ巨大地震がいつ起きるかわからない中で障がいの種別、特性に応じた対応ができるようにすることが重要。
- ・ 避難所での障がい者への対応についても十分に配慮してほしい。

■避難行動要支援者名簿情報を基にした地域の関係機関の連携による支援や緊急時の人材派遣

体制の構築について記述。

■避難所運営ゲーム（HUG）の実施等による避難所運営の課題洗い出しについて記述。

- （略）避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報をもとにした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による支援の取組みを支援し、災害時における障がいのある方への支援体制の構築を推進していきます。
- 県及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会を中心に、県内の福祉・介護分野の関係者と「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、平常時から各都道府県単位で福祉・介護分野の関係者を中心とした協議会形式により災害発生時の福祉的支援について協議を行い、緊急時には人材を派遣できる体制を構築します。
- 岐阜県総合防災リーダーの育成、災害図上訓練（DIG）、避難所運営ゲーム（HUG）の実施等により、障がい者等の要配慮者の避難誘導、情報伝達、救助等の担い手の育成を支援します。

6 福祉人材の確保支援と育成

- ・ 福祉に携わる職員の報酬単価を上げていただきたい。福祉職は待遇が上がらないので結局人が集まらない。マンパワーを上げることができない。
- ・ 医療的ケアを行うことのできるヘルパーを養成するための研修体制が十分でなく、研修機関も少ない。また、研修に係る費用も高い。
- ・ 障がいの特性を理解する人材スタッフの育成が大切。

■報酬単価引き上げについては国に働きかけていくこととし、県の施策を提示するプランへは記述せず。

■たん吸引等の研修実施への支援等医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図る旨記述。

■発達障がい児者を支援する人材の育成について記述。

- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者の障害福祉サービス（居宅介護等）の利用拡大を図るため、喀痰吸引等研修費用の負担軽減等により、医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図ります。
- 発達障がいに関する専門研修（発達障がい支援従事者養成研修、障害児通所支援事業所等職員研修事業）により、発達障がい児者の支援を行う支援員の技量向上を図ります。
- 岐阜大学への障がい児者医療学寄附講座の設置や、診療現場における実践的な研修等により、発達障がいに対応できる医師や、現場で医師を補助し診療の効率化に貢献する心理士などの育成・確保を図ります。
- 県立希望が丘学園の再整備により、児童精神科外来の常設化による発達障がい児診療や、新たな療育プログラムなど支援機能の充実を図るとともに、発達精神医学センター（仮称）の設置により、発達障がいの診療にあたる医師の育成等を図ります。

II 社会参加を進める支援の充実

1 教育の充実

- ・ 特別支援学級の先生の資質に差があることが問題。教員の質を高めなければいけない。
- ・ せめて義務教育までの間に親子ともどもしっかりと生活の仕方を教育していかなければならない。
- ・ 特別支援学校の教員について、小中学校、特別支援学校、高校の教員の交流人事をもっと増やしてほしい。中学校では特別支援学級があるにもかかわらず、発達障がいや自閉症への教員の知識や理解度が低いと感じた。

■特別支援学校だけでなく、小中学校においても研修を充実し、教員の専門性向上を図ることを記述。

■就学前児の早期発見・早期支援体制の促進について記述。また、地域で支える連携体制の構築について記述。

■発達障がいのある児童生徒に対する支援について記述。

- 特別支援学校だけでなく、小学校、中学校においても障がいの多様化が進む中で、障がい特性に応じた適切な支援を行うための研修を充実し、障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。
- 特別な支援が必要な就学前児の早期発見・早期支援体制の一層の促進を図るとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した就学移行を図ります。
- 特別支援学校を核とした地域連携ネットワークをつくり、地域における校種間のスムーズな連携体制を構築します。
- 小・中学校や高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等、特別な支援が必要な児童生徒が安心して学び、将来の自立した生活に必要な力を高めるため、学習過程の見通しがもてる工夫や、集中しやすい教材・教具の開発など、障がいの有無に関係なく、どの児童生徒にとっても分かりやすい「ユニバーサルデザインの授業」づくりを推進します。
- 大学教授や医師、臨床心理士等の専門家の指導助言を基に、障がい特性を踏まえた学級経営や校内支援体制の整備、カリキュラムの編成などの実践を進めます。
- 中学校の通常学級や情緒障がい特別支援学級等における特別な支援を必要とする生徒の進路選択の幅を広げ、高等学校卒業後社会的に自立するための教育を提供するため、長期間のインターンシップや学習の遅れを補充する授業、SSTなどを実施できるような仕組み（カリキュラムの改編、指導体制の整備、教職員の専門性向上等）を検討します。

2 雇用・就労の促進

- ・ 就労移行支援事業のしくみ、制度自体に課題が多い。
- ・ 就職するだけでなく、本当に重要なのは企業に就職してからの定着支援である。
- ・ 家に閉じこもっていることはとにかく良くない。作業所で人と関わって仕事をし、社会とかわりを持つことで生きがいを見出すことができる。このことが最も必要なこと。

- ・ ただ学校を整備するだけではなく、その卒業生の受け皿をどうしていくのかというところまで考えてもらわないといけない。
- ・ 農業と知的障がいの人たちや自閉症の方たちを連携して支援していく方法を探っていくこともできるかもしれない。

■就労移行支援事業の制度については国に働きかけていくこととし、県の施策を提示するプランへは記述せず。

■定着支援の取組について記述。

■就業や定着が困難な障がい者への障害者就業・生活支援センターの取組みについて記述。

■特別支援学校卒業生の一般就労支援について記述。

■農業分野における障害者就労の拡大に向けた取組み実施について記述。

- 圏域ごとに「障がい者雇用開拓員」を設置し、事業所の個別訪問による障がい者雇用の普及啓発及び職場実習先・就職先の開拓を進めます。また、特別支援学校との連携のうえ、生徒一人ひとりのニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。
- 特別支援学校の卒業生について、就職後においても、離職の危機にある、又は離職してしまった者について、障害者就業・生活支援センターと連携してフォローを行います。
- 就業や職場への定着が困難な障がい者を対象に、各圏域の障害者就業・生活支援センターが雇用・福祉・教育等関係機関の連携の拠点となり、障がい者がその意欲と能力に応じて、身近な地域で就職できるよう支援するとともに、併せて日常生活の支援も一体的に行います。
- 一般就労を希望する軽度の知的障がいのある生徒一人一人のニーズに応じた就労支援を行います。（略）
- 農業分野における障がい者雇用の拡大に向けた取組みを進めます。

3 障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実について

- ・ 障がい者が気兼ねなく行けるプールなどスポーツ施設があるとよい。ふつうのプールは障がい者だと断られることもあり、障がい者用プールはありがたい。
- ・ 競技力向上に取り組んでいける人は一部の人たち。競技力向上することだけが障がい者スポーツの意義ではない。子どもの成長をスポーツを通して行えるとよい。

■新福祉友愛プール（仮称）、障がい者用体育館の整備について記述。

■障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組みについて記述。

- 障がい者のスポーツを通じた社会参加の推進、東京パラリンピックに向けた選手強化及び障がい者スポーツの裾野拡大のため、平成28年中に、通年型の障がい者用屋内プール「新福祉友愛プール（仮称）」を整備するとともに、平成29年中に、「障がい者用体育館」を整備します。
- 障がい者スポーツの普及を図るため、障がい者スポーツを行う者の裾野を広げるための取組みや、障がい者スポーツにおける功労者を讃える取組みを実施します。
- 県民が新たな障がい者スポーツに触れられるよう、また2020年東京パラリンピック

に向けたパラリンピック競技種目の普及を図るため、県下全域でスポーツ教室を開催するとともに、地区大会の開催や競技人口拡大に向けた取組みを支援します。

Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実

1 障がい者の地域生活支援

- ・ ショートステイは日時を指定しなければ利用することができるが、特定の希望日に利用したいと思ってもほとんどできないといった状況。
- ・ グループホームの設置で一番問題となるのは、地域住民の理解である。総論としては賛成だが、隣近所に作るとなると反対という住民が多いようである。
- ・ 現在入所施設を利用している方は、引き続き入所を続けたいという意向が強いことが推測される。本人の意向が大切だから、地域移行を強制することはできない。また、親が高齢化していく中で、入所施設のニーズというものは底堅いのではないか。
- ・ 事業所や保護者の方のグループホーム設置の要望はますます高まっているのを感じる。グループホームの設置に向けては、行政の財政支援が課題である。
- ・ 精神障がい者の社会復帰を考えるのであれば、地域移行だけでなく、地域定着についても同時に考えていかなければならない。そのための専門スタッフを配した支援拠点が不足している。

■短期入所についてサービス見込みに応じたサービス量の確保に努める旨記述。

■グループホーム設置に係る地域住民の理解促進について記述。

■数値目標設定に当たって、入所施設定員数を国の指針に基づく一律削減（△４％）とはせず、県の実情や関係者の声を踏まえて検討することとする。

■グループホームの整備促進について記述。

■保健所が中心となった地域移行や地域生活支援の体制整備について記述。

- （略）訪問系サービス、日中活動系サービス及び短期入所について、計画におけるサービス見込みに応じたサービス量の確保と質の向上に努めます。（略）
- （略）グループホームの整備にあたって、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。
- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。特に、今後は、施設入所者や入院患者が地域生活に移行する場合の住まいの場として整備を促進するとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた在宅からの移行に対応する観点からも整備を促進します。
- 地域生活に必要な体制整備を推進するために保健所が、病院や市町村、福祉サービス事業者等への働きかけや、地域の必要なサービス体制に関する指導・助言や、相談支援専門員への指導・助言等、地域での退院促進や地域生活支援の体制整備の総合的な調整を実施

します。

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実

- ・ 精神障がい者に対する予防医療、検診は重要。また、メタボ解消のための健康づくりも重要。

■健診や健康づくりの取組みを記述。

- (略) 県民一人ひとりの自覚と実践を基本とした健康づくりの取組みを促進します。
- 壮年期からの生活習慣病予防意識の向上を図るため、市町村や医療保険者と連携し、特定健診・特定保健指導の効果的な実施や各種がん検診等の保健事業の充実に努めます。

2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実

- ・ 今問題になっているのは強度行動障がい。落ち着いてくる人もいるが、そのまま状況がひどくなる人もいる。
- ・ 障がい者だけでなく、兄弟、親など家族の支援が必要である。生涯にわたった支援を行うためにはやはり家族単位で考えていく必要がある。
- ・ 療育を進めるためには、地域に理解をしてもらうという要素も必要。子どもは地域とつながっているという視点が必要だと思う。

■強度行動障がいのある児者に対する取組みを記述。

■家族支援の強化について記述。

■地域で支える療育体制の構築について記述。

- 医療及び福祉等の必要なサービスのコーディネートを行う福祉支援拠点と緊急時の受入れを行う医療支援拠点を設置し、強度行動障がいのある児者やその家族の生活支援を行います。
- 県立ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」の再整備にあたり、強度行動障がいの専門的な支援ができるよう整備を行います。
- 障がい福祉サービス事業者の職員を対象に、強度行動障がいのある方の支援に必要な専門知識や技術の研修により、強度行動障がいのある児者に対応できる人材と受け入れる施設の確保を図ります。
- 早期発見・早期療育の実施、必要な福祉・医療等のサービスを提供する発達障がい支援体制の充実及び発達障がいを支える障害福祉サービス事業者や家族への支援により、家庭環境や不適切な支援によって生じる強度行動障がいの予防を図ります。
- 家族が子どもの障がいを受け止め前向きに捉えることができるよう、障がい受容や育て方の訓練を行うペアレントトレーニングの普及や精神的な心理負担軽減を図るペアレント

メンターの養成などにより家族支援の強化を図ります。

- 発達障がい者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を充実します。
- 発達障がい児の早期発見・早期療育のため、圏域発達障がい支援センターを活用し、発達障がい児やその家族の相談支援を行うほか、（略）
- 地域の療育機関等の職員に対する研修や専門相談、各機関が抱える困難事例への助言などにより、地域支援の強化を図ります。
- 市町村や児童発達支援事業所、保育所、児童養護施設等の関係機関のニーズに応じ、県立希望が丘学園の医師や作業療法士などからなる専門チームを地域に派遣し、職員の技量と知識を活かし、障がい児本人の状況や市町村の療育体制に応じたオーダーメイド型の療育支援（地域療育支援システム支援事業）を行います。

3 リハビリテーション体制の整備

- ・ 社会参加を進めていくためにはリハビリの問題も重要。医療的なリハビリでなくても、運動的リハビリでもいいので、地域でリハビリを進めていくようなことはできないか。

■地域における回復期、維持期のリハビリテーション体制づくりについて記述。

- 急性期のみならず、回復期、維持期のリハビリテーションも重要であることから、慢性疾患においては、回復過程に応じて療養場所を移して必要なリハビリテーションなどのサービスを受けるなど、医療機関相互の連携により、地域における切れ目のない医療を受けられる体制づくりに努めます。